

嘉麻市地域公共交通計画策定業務委託業者選定に係る プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

嘉麻市地域公共交通計画策定業務委託

(2) 目的

この要領は、「地域公共交通活性化再生法等の一部を改正する法律」に基づき持続可能な地域公共交通のあり方、実現方法に関する、計画の目標、施策・事業等を検討し、上位計画や関連計画との整合性を図った、嘉麻市地域公共交通計画（マスタープラン）の策定及び策定に必要な調査の支援業務を委託する事業者の選定手続きについて必要な事項を定めることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「嘉麻市地域公共交通計画策定業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(5) 見積り上限額

本業務に係る見積り額の上限額は8,229千円（消費税及び地方消費税含む）とする。

2. 選考方法

公募型プロポーザル方式

3. 発注者

嘉麻市地域公共交通会議（事務局：嘉麻市役所地域活性推進課 担当 竹原）
〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1
（嘉麻市役所地域活性推進課内）

4. 実施スケジュール等

事業者選考までのスケジュールは次のとおりとする。

内容	時期
実施要領等の市ホームページ公表	令和4年6月22日（水）
参加申込に関する質問の受付期間	令和4年6月22日（水）から6月27日（月）
参加申込に関する質問の回答期限	令和4年6月28日（火）
提案書等に関する質問の受付期間	令和4年6月22日（水）から7月14日（木）
提案書等に関する質問の回答期限	令和4年7月15日（金）
参加申込書受付期間	令和4年6月22日（水）から6月29日（水）
参加資格審査結果通知発送	令和4年6月30日（木）

提案書提出期間	令和4年6月30日(木)から7月20日(水)
プレゼンテーション	令和4年7月26日(火)頃

5. 参加資格要件

参加申込み時点において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められない者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者。
- (4) 令和4年度嘉麻市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であり、登録されている業種名が建設コンサルタントであり、かつ福岡県内に本店又は支店で登録されている者。
- (5) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に定める地域公共交通計画の策定に関する業務を受託した実績があること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (7) 本件の公告の日から契約締結までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は嘉麻市建設工事等指名競争入札参加者指名停止規程(平成18年嘉麻市告示第137号)に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者。
- (9) 所得税、法人税、消費税、地方消費税、県税及び市税に未納がない者。
- (10) 嘉麻市政治倫理条例(平成18年条例第237号)第6条の規定に該当しない者。
- (11) 公正な取引を阻害すると判断される者でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行わないもの。又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの。

6. 参加申込書の提出

- (1) 本業務の業者選考に参加する意思がある事業者は、「プロポーザル参加申込書(様式第1号)」と「業務経歴書(様式第2号)」各1部をファイルに綴じ、下記の要領で提出すること。
- (2) 提出期限
令和4年6月29日(水)午後5時まで(必着)
- (3) 提出先及び提出方法
事務局に持参又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、参加申込書提出期限内必着とする。

7. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

①参加申込に関する質問について

令和4年6月22日（水）から令和4年6月27日（月）午後5時まで。

②提案書等に関する質問について

令和4年6月22日（水）から令和4年7月14日（木）午後5時まで。

(2) 提出先及び提出方法

質問書（様式号第6）に記入のうえ、事務局まで持参、郵送又は電子メールにて提出すること。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送及び電子メールの場合は、質問書提出期限内必着とする。

電子メールにて提出する場合は、標題に「嘉麻市地域公共交通計画策定業務委託に係るプロポーザル質問書」の文字列を必ず入力し、送信後に下記電話番号に電話をし、受信確認を行うこと。

電子メールアドレス：kassei@city.kama.lg.jp

電話番号：0948-42-7404

(3) 回答期日

①参加申込に関する質問について

令和4年6月28日（火）

②提案書等に関する質問について

令和4年7月15日（金）

(4) 回答方法

嘉麻市ホームページに回答期日までに随時掲載する。なお、質問に対しては、個別に回答は行わず、電話等の対応も一切受付けない。

8. 参加資格等の審査

参加希望者より提出された書類に基づき、参加資格要件についての審査を行い、参加資格を有する事業者に対しては、令和4年6月30日（木）に提案書提出依頼通知を送付（FAX及び原本郵送）するものとする。

9. 提案書の提出

(1) 受付期間

令和4年6月30日（木）から令和4年7月20日（水）まで。

(2) 提出書類

①提案書（様式第4号）

提案書は、本要領及び仕様書に基づき作成すること。

②見積書（様式第5号）

(3) 提出部数

正本1部、写し6部 ※見積書については写し不要

(4) 提出先及び提出方法

事務局へ持参又は郵送で提出すること。ただし、持参の場合は、土曜、日曜、

祝日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、提案書受付期間内必着とする。

(5) 辞退

辞退する事業者は、参加辞退届（様式第3号）を提案書提出期限までに事務局に持参し提出しなければならない。なお、辞退によりその他事業において不利益を被ることはないものとする。

10. 業者選定委員会の設置

業者の選定は、別に定める嘉麻市地域公共交通計画策定業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）の評価に基づいて行う。なお、委員会は委員構成6人とし、委員の氏名については、選定における公平性を確保するため、プロポーザル方式により業者を選定するまでは公開しないものとする。

11. プレゼンテーションの実施方法

プレゼンテーションの日時等の詳細は別途通知するが、概ね次のとおり実施する。

(1) 実施日

令和4年7月26日（火）（予定）

(2) 実施時間等

1事業者につき40分以内としプレゼンテーション25分以内、ヒアリング15分以内とする。

(3) プレゼンテーション当日の参加人数は各事業者3名以内とする。

(4) プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションの際にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は事前に連絡し、機材は事業者で用意すること。

12. 選定方法

(1) 委員会は契約予定者を選定するため、評価項目を基に採点を行い、得点の上位から、最優秀者1社及び優秀者1社を選定する。ただし、総合得点が配点総数の6割未満の場合は契約予定者の選定を行わない。

【評価項目】

評価項目	評価事項	評価の要素	配点
会社の業務履歴	同種又は類似業務の実績	委託先としてふさわしい業務実績があるか。	10
業務実施体制	配置予定担当者の能力、経歴等 業務に係る実施体制	業務実施責任者、担当者は、同種業務や類似業務の経験を十分に有しているか。 業務遂行のための意欲が高く、熱意が感じられ、組織体制が適切で、協議会（嘉麻市地域公共交通会議）等への支援内容が十分か。	10
企画提案の内容	個別業務に対する考え方と手法	資料収集・分析、各種調査、ニーズ把握の手法が明確に示され適切かつ独創性があるか。	20
		本市の現状と地域特性、本市の公共交通全般に係る問題点、課題を把握する考え方や手順が明確に説明されているか。	20
		業務の工程管理を工夫し、実効性の高いスケジュールとなっているか。 嘉麻市地域公共交通計画の目標設定・検証の全体像とPDCAサイクルについての考え方が、分かりやすく明確に示されているか。	20
		業務の遂行について、これまでの経験を踏まえた特に有益と思われる独自の追加提案がなされているか。	10
参考見積書による価格	見積額	提案内容に対して見積金額が妥当か。	10

- (2) 総合得点が同点の場合は、委員会の合意により最優秀者及び優秀者を決定する。
- (3) 審査の結果については、すべての参加事業者に郵送にて通知する。なお、選定に関する異議等は受け付けない。
- (4) 当該プロポーザルに参加した事業者が1社の場合であっても、当該プロポーザル実施要領に基づき審査を実施する。

13. 委託契約の締結

(1) 契約の方法

最優秀者に選定された者と随意契約を行う。ただし、当該契約が不調の場合は、優秀者に選定された者と随意契約を行うものとする。

(2) 業務委託金額

選定された契約予定者に別途見積書の提出を求め、予算の範囲内で、様式第5号に提出された参考見積書の金額に消費税を加算した額を上限として決定する。

14. 失格事項等

次の事項のいずれかに該当する場合は失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。なお、受託予定者として決定した後であっても、その者とは契約を締結せず、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することとする。

また、契約における受託者となった後であっても、その者との契約を解除し、次点のプロポーザル上位者と契約を締結することとする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合していない場合。
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合。
- (3) 参加申込及び提案書等の記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (4) 虚偽の内容が記載された場合。
- (5) 事項等緊急時を除き、審査に遅刻、欠席した場合。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合。
- (7) 見積価格が予算額を超えている場合
- (8) その他委員会が不相当と認める場合

15. その他

- (1) 提出された書類等は一切返却しない。
- (2) 企画提案書等の著作権は、各提案者に帰属する。ただし、嘉麻市地域公共交通会議が必要と認める場合は、提案者に通知のうえ、無償で使用することができる。
- (3) 本要領及びプロポーザルにおいて入手した情報等を目的外利用しないこと。
- (4) プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出期限以降、企画提案書等に記載された内容の追加、削除等は一切認めない。
- (6) 提案内容は非公開とする。
- (7) 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては一切受けない。